

輸血拒否に対する当院の対応について

【基本方針】

1. 「診療行為において、輸血が必要と認められた場合は、輸血を施行する」を当院の基本方針とします。(相対的無輸血の方針)
2. 輸血を行う可能性がない治療および検査に関しては、全ての患者さんに対し最善を尽くした医療を提供いたします。
3. 輸血を行わないことで生命に切迫した危険性がある場合には、患者さんおよびご家族に治療を行う事について十分に説明を行い、輸血の同意が得られるよう最大限努力いたします。なお、患者さんおよびご家族の話し合いの内容や診療状況などの記録は、すべて診療録に記録いたします。
4. 救急などで直ちに救命目的が必要な場合な状態の患者さんで、ご家族(1親等の親族)の同伴がなく家族からの同意が得られない場合、患者さんご本人の意識障害などで同意が得られない場合でも輸血を行うことがあります。

※相対的無輸血とは

患者さんの意思を尊重して可能な限り無輸血治療に努力するが、「輸血以外に救命手段がない」事態に至った時には輸血をするという立場・考え方。